

一般社団法人全国放課後連 地域連絡会加盟および加盟継続に係る手続規程

【目的】

第1条 本規程は、一般社団法人全国放課後連（以下「当会」という。）に地域連絡会として加盟および加盟を継続する場合の手続について必要な事項を定める。

【定義】

第2条 当会で、地域連絡会とは、次の各号に掲げる要件を全て満たす組織をいう。

- (1) 都道府県又は区市町村内で、障害のある子どもたちの放課後活動に資するために、複数の事業所・個人等が連絡・協力体制を構築していること
 - (2) 当該組織として、当会の目的および活動方針に賛同していること
 - (3) 当該組織に加盟する手続が整備されていること
 - (4) 当該組織に加盟した場合に、当該加盟者の名前、名称、住所、連絡先等を記録した名簿を作成・管理していること
 - (5) 当該加盟者に対して、当該組織から直接連絡をとることができること
 - (6) 当該組織の活動として、定例的に開催される会議や研修会等の当該加盟者の交流の機会が設定されていること
 - (7) 当会から伝達する情報を当該加盟者と共有する手段を有していること
 - (8) 当該組織に10以上の加盟者がいること
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会が認めた組織については、地域連絡会とみなす。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、地域連絡会と認めない。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的な勢力（以下「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が組織運営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

【加盟手続】

第3条 当会に地域連絡会として加盟する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする

- (1) 前条の要件を充足する地域連絡会であること
- (2) 当該地域連絡会に加盟する者すべてが、当会に加盟すること
- (3) 当会に対して、当該地域連絡会に加盟するすべての者が掲載された名簿を提

出すること

- (4) 当会に対して、当該加盟者数分の当会所定の会費を納めること
- (5) 当会理事会が、地域連絡会会員として承認すること
- (6) 当会から発行する会員証を当該加盟者に対して交付すること

【名簿作成事務作業費用の補助】

第 4 条 前条に規定したとおり当会に地域連絡会として加盟したときは、その名簿作成事務作業について、次の各号に掲げる補助を実施する。

- (1) 当会に提出された当該地域連絡会の名簿に登載された加盟者数に応じて、次の計算式に基づく金額を補助する
当該地域連絡会の名簿登載加盟者数 × 300 円
- (2) 前号の補助は、当該地域連絡会に対して、銀行振込又は現金で交付する

【加盟継続手続】

第 5 条 地域連絡会が次年度においても加盟を継続するときは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすことを要する。

- (1) 当該地域連絡会が加盟を継続する旨を当会理事会に対して伝達すること
 - (2) 当会に対して、毎年度 6 月末までに、当該地域連絡会に加盟するすべての者が登載された名簿を提出すること
 - (3) 当会に対して、当該加盟者数分の当会所定の会費を 6 月末までに納めること
 - (4) 当会理事会が、地域連絡会としての加盟を承認すること
- 2 加盟継続手続においては、前条の規定を準用する。ただし、同条の適用については、同条 1 号中「当会に提出された当該地域連絡会の名簿」は、「当会に毎年度 6 月末までに提出された当該地域連絡会名簿」とする。

【地域連絡会に付与される地位】

第 6 条 当会に加盟した地域連絡会には、次の各号に掲げる地位を付与する

- (1) 当会から発信される情報を受け取ることができる地位
- (2) 当会ホームページに設置される地域連絡会専用ページを閲覧できる地位
- (3) 当該地域連絡会の代表者が全国代表者会議に参加できる地位
- (4) 政府機関との懇談の場へ参加できる地位
- (5) その他当会が地域連絡会に対して付与することが相当であると認める地位

【地域連絡会の情報管理】

第 7 条 当該地域連絡会は、当会から伝達された情報について、当該地域連絡会の会員間のみで利用するにとどめるよう努める。ただし、当会が、加盟事業所以外の関係

者へも伝達することを認めたものについては、この限りではない。

【地域連絡会としての地位の返上】

第 8 条 地域連絡会は、いつでもその地位を返上することができる。ただし、地位返上の申出は、1 か月以上前に予告するものとする。

【地域連絡会としての地位のはく奪】

第 9 条 地域連絡会が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、理事会決議に基づき、地域連絡会としての地位をはく奪することができる。

- (1) 当会の会則又は規則に違反したとき
- (2) 当会の名誉を毀損、又は当会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他地位をはく奪すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により地域連絡会の地位をはく奪する場合は、当該地域連絡会にあらかじめ通告するとともに、理事会において、当該地域連絡会の代表者に弁明の機会を与えなければならない。

3 第一項の手続により地位のはく奪についての決議がなされたときは、会長は、当該地域連絡会に対し、地位をはく奪した旨を通知しなければならない。

【地域連絡会としての地位の喪失】

第 10 条 地域連絡会が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、その地位を喪失する。

- (1) 地域連絡会としての地位を返上したとき
- (2) 地域連絡会としての地位をはく奪されたとき
- (3) 地域連絡会として納入すべき会費の納入が 1 年以上されなかったとき
- (4) 当会理事全員の同意があったとき
- (5) 当該地域連絡会が第 2 条各項に定める要件を満たさなくなったとき
- (6) 当該地域連絡会が解散したとき
- (7) その他地域連絡会としての地位を喪失するにつき相当と認められた事由が生じたとき

【地域連絡会の地位の喪失に伴う権利及び義務】

第 11 条 地域連絡会がその地位を喪失したときは、当会に対する地域連絡会としての地位を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当会は、地域連絡会がその地位を喪失しても、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

【改廃】

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

【附則】

1 この規程は、2023 年 6 月 4 日から施行する。